

## 足利市立愛宕台中学校「いじめ防止基本方針」(概要)

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条を受けて、愛宕台中学校のすべての生徒が安心・安全な充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたものです。

### 【いじめの定義】

本校では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が通う学校に在籍している等その生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と捉えます。

### 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そこで、生徒がいじめのない安心した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向けて指導体制を整え、いじめの未然防止対策を行うと共に、いじめの早期発見に努め、いじめが疑われる事態を把握した場合は適切、且つ迅速な解決を図るために組織的な対応に努めます。

また、いじめを生まない環境作りを進める上でも、保護者・地域その他関係機関と一体

となっていじめ防止に向けた取り組みを継続的に行っていきます。

本校では、「生徒の心に生きる教師」つまり「生徒と共に学び」「共に働き」「共に喜ぶ」教職員集団をめざしています。そうした取り組みから人権尊重の校風を構築すると共に、心の通う対人関係が構築できる生徒の育成が図れるものと考えています。教職員は「生徒の心に生きる教師」として、生徒一人ひとりの声に耳を傾け、生徒の置かれている状況・思いを理解し、その思いに寄り添いながら、「いじめは絶対に許さない」という強い信念の元、「いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうる」という危機感をもって、学校教育活動全体を通じた指導及び校内外の研修の充実を図り、「いじめをしない・させない・許さない」環境作りを目指していきます。

#### 〈いじめ防止対策組織〉

- ・生徒指導委員会(生徒理解や生徒支援、いじめ未然防止・早期発見に係る委員会) : 定期開催
- ・いじめ対策委員会(いじめが疑われる事態把握時の対応に係る委員会) : 随時開催

## 2 いじめ防止対策の基本となる事項

### (1) いじめの未然防止

生徒の人権尊重の精神に基づく人権教育を基盤に据えた教育活動を展開すると共に、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培う道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・生徒の自主的に行う活動の支援とコミュニケーション力を育成する。
- ・生徒一人一人を大切にされた人権教育の充実を図る。

- ・学業指導の充実を図る。
- ・学校における情報モラル教育を推進する。

## (2) いじめの早期発見

日頃から生徒との信頼関係づくりと見守りに努め、生徒の言動に注意すると共に、何らかのサインを見逃すことなく発見し、早期対応に努めます。

- ・いじめ防止に向けたアンケート調査を実施する。
- ・毎週木曜日朝の打合せでの連絡会を実施する。
- ・チームによる支援のもと、正確な情報の把握と報告・連絡・相談体制を構築する。
- ・誰とでも、いつでも、どこでも相談できる体制作りに努める。
- ・ネット上のいじめ・トラブルの早期発見に努める。

## (3) いじめの早期解消

いじめが疑われる事態を把握した場合には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を目指します。

- ・関係者から詳細な事実確認を行う。
- ・学校全体で組織的に対応する。
- ・学校は事実に基づき、生徒や保護者及び関係機関に説明責任を果たす。
- ・いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。
- ・いじめが解消した後も、見守りを継続し、保護者とも継続的に連絡を取り合う。
- ・教育委員会等の関係機関とも情報の共有を行う。

- ・ ネットいじめの状況を的確に把握し、直ちに削除する措置をとり、関係機関と連携を取り対処する。

#### (4) 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応します。

- ・ 重大事案と判断した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ・ 速やかに対応組織(いじめ対策委員会)を設け重大事態に対処し、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 本方針は、いじめ対策委員会等において適宜見直しを実施し、必要があると認められた場合は改訂を加えていきます。